



る。  
平成十八年九月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、上陽町に係る部分を削り、八女市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び八女市役所(ただし、平成十八年九月三十日までは八女市役所及び上陽町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第千八百七十九号**

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年九月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、上陽町に係る部分を削り、八女市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び八女市役所(ただし、平成十八年九月三十日までは八女市役所及び上陽町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第千八百八十号**

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年九月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、上陽町に係る部分を削り、八女市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び八女市役所(ただし

、平成十八年九月三十日までは八女市役所及び上陽町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第千八百八十一号**

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年九月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、上陽町に係る部分を削り、八女市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び八女市役所(ただし、平成十八年九月三十日までは八女市役所及び上陽町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第千八百八十二号**

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十八号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年九月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、上陽町に係る部分を削り、八女市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び八女市役所(ただし、平成十八年九月三十日までは八女市役所及び上陽町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第千八百八十三号**

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準(平成十四年三月福岡県告示第四百七十三

号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年九月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

一のイ中「上陽町」を削り、「並びに」を「」に改め、「A区域」の下に「並びに旧上陽町(平成十八年九月三十日における八女郡上陽町の区域をいう。)の区域」を加え、同ハ中「八女市」を削り、「並びに」を「」に改め、「A区域」の下に「並びに旧八女市(平成十八年九月三十日における八女市の区域をいう。)の区域」を加える。

### 人事委員会

福岡県警察職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年九月二十九日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

### 福岡県人事委員会規則第三十八号

福岡県警察職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特勤勤務手当等に関する規則(平成十八年福岡県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。  
別表第二所在地の欄中「八女郡上陽町大字上横山」を「八女市上陽町上横山」に改める。

### 附 則

この規則は平成十八年十月一日から施行する。

発行  
福岡県(総務部行政経営企画課)  
福岡市博多区東公園七番七号

印刷  
福岡市博多区東比恵二丁目九番一  
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)